

## 処方箋の使用期間について

### 1. 処方箋の使用期間に関して寄せられた行政相談の概要

- ・ 処方箋の使用期間が4日以内であることや、使用期間を延長できる場合があることについて、知られていないケースがあるため、周知してほしい。
- ・ 処方箋の文字が小さくて読みづらいこともあるため、高齢者にわかりやすく伝えてほしい。

### 2. 考えられる取組例

- ・ 会計窓口で支払いをする際や処方箋を交付する際に、患者に処方箋の使用期間について声掛けする。
- ・ 待合室の掲示板や受付窓口、会計窓口等に、処方箋の使用期間に関する事項を記載したものを掲示又は設置する。
- ・ 医療機関のホームページや医療機関が発行する広報誌等に掲載する。
- ・ 処方箋に記載されている使用期間について、患者に分かりやすくするため、文字の大きさや配置等に配慮する。

(参考条文)

◎保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）（抄）

（診療の具体的方針）

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。